

京都 CSR 推進協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、京都 CSR 推進協議会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を京都市におく。

(目的)

第3条 本会は、CSR（企業の社会的責任）を「企業の社会的信頼」と捉え、京都府域の中小企業及び小規模事業者を主とした企業等の社会に信頼を築く取り組みを促進及び支援すること並びに地域力の向上と地域の社会的課題の解決に資することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 京都府域の中小企業及び小規模事業者を主とした企業等の社会に信頼を築く取り組みを促進及び支援する事業
- (2) 上記事業に資する調査・研究事業
- (3) その他、前条の目的の達成に必要な事業

第2章 会員

(種別)

第5条 本会の会員は次の4種とする。

- (1) 理事会員 本会の目的に賛同して入会した経済団体、中間支援組織その他の団体
- (2) 参与会員 本会の目的に賛同して入会した行政機関等
- (3) 賛助会員 本会の事業に賛同し支援するため入会した個人又は団体
- (4) メンバー会員 本会の事業の対象となる企業等

(入会)

第6条 理事会員又は参与会員として入会しようとする者は、総会の承認を得て入会することができる。

2 賛助会員又はメンバー会員として入会しようとする者は、総会が別に定める方法により入会することができる。

(会費等)

第7条 参与会員を除く会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 メンバー会員は、理事会において別に定める入会金を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 理事会員及び参与会員は、総会に退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

2 賛助会員及びメンバー会員は、総会が別に定める方法により、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 理事会員又は参与会員が次のいずれかに該当するときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。賛助会員又はメンバー会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この規約その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

第3章 役員等

(役員の設定等)

第10条 本会に、次の役員をおく。

- (1) 理事 3名以上20名以内
- (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち、1名を会長とする。
- 3 理事のうち、2名以内を副会長とする。

(選任等)

第11条 理事は、理事会員が各1名選任し、総会の承認を得る。

- 2 会長及び副会長は、総会の決議によって理事の中から定める。
- 3 監事は総会で選任する。
- 4 監事は、本会の理事を兼ねることができない。

(理事の職務権限)

第12条 会長は、本会を代表し、業務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。

(監事の職務権限)

第13条 監事は、理事の業務執行の状況及び本会の財産の状況を監査し、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、事業の報告を求め、理事の業務執行の状況及び本会の財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第14条 役員任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。

- 2 補欠のため又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期終了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(顧問)

第15条 本会に、顧問をおくことができる。

- 2 顧問は、理事会員の推薦を得て総会において選任する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応え、会長に対し意見を述べることができる。

(参与)

第16条 本会に、参与をおくことができる。

- 2 参与は、参与会員が選任し、総会の承認を得る。

(アドバイザー)

第17条 本会に、アドバイザーをおくことができる。

- 2 アドバイザーは、理事会員の推薦を得て総会において選任する。
- 3 アドバイザーは、会長の諮問に応え、会長に対し意見を述べることができる。

第4章 総会

(種類)

第18条 本会の総会は、定例総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第19条 総会は、理事会員及び参与会員をもって構成

- する。
- 2 総会における議決権は、理事会員1につき1個とする。
 - 3 参与会員は議決権を有しない。

(権限)

第20条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 入会の基準及び方法
- (2) 理事会員及び参与会員の入会及び除名並びに退会の方法
- (3) 賛助会員及びメンバー会員の入会及び退会の方法
- (4) 理事及び参与の承認
- (5) 監事、顧問及びアドバイザーの選任及び解任
- (6) 会長及び副会長の選任及び解任
- (7) 事業計画及び実績報告、並びに予算及び決算報告
- (8) 規約の変更
- (9) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (10) 解散
- (11) 合併並びに事業の全部及び事業の重要な一部の譲渡

(開催)

- 第21条 総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時総会は、必要がある場合に開催する。
- 2 総会は、理事会員及び参与会員を代表する者が出席して開催する。
 - 3 総会は、理事会員の過半数の出席により成立する。

(招集)

第22条 総会は、会長が招集する。

(議長)

第23条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議及び議事録)

- 第24条 総会の決議は、出席した理事会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 2 総会の議事録については、理事会が別に定めるところにより作成する。

第5章 理事会

(種類)

第25条 本会の理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種とする。

(構成)

- 第26条 理事会は、理事、参与及びアドバイザーをもって構成する。
- 2 理事会における議決権は、理事1名につき1個とする。
 - 3 参与及びアドバイザーは議決権を有しない。

(権限)

第27条 理事会は、次の事項を決議する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 入会金及び会費の金額
- (4) 賛助会員及びメンバー会員の除名
- (5) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (6) 委員会設置の決議と委員の選任
- (7) 事務局の組織及び運営に関し必要な事項
- (8) その他総会の議決を要しない事項の執行に関する事項

(開催)

第28条 定例理事会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時理事会は、必要がある場合に開催する。

- 2 理事会は、代理人による者を含め、過半数の理事の出席により成立する。

(招集)

第29条 理事会は、会長が招集する。

(議長)

第30条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議及び議事録)

- 第31条 理事会の決議は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 2 理事会の議事録については、理事会が別に定めるところにより作成する。

(代理)

第32条 理事会に出席できない理事又は参与は、同一組織の他の者を代理人とすることができる。

第5章 会計

(事業年度)

第33条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(経費)

第34条 本会の運営の費用には、入会金、会費、寄付金、助成金、事業収入その他の収入を充てる。

第6章 委員会

(設置等)

- 第35条 本会の事業を推進するために必要あるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。
- 2 委員会の委員は、理事会が選任する。
 - 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第7章 事務局

(設置等)

- 第36条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。
 - 3 事務局業務は、外部機関に委託することができる。

第8章 雑則

(細則)

第37条 本規約の施行について必要な細則は、理事会の決議を経て会長がこれを定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、2011年4月22日から施行する。
(最初の事業年度)
- 2 本会の最初の事業年度は、この規約の施行の日から2012年3月31日までとする。
- 3 この規約は、2013年6月12日から改正施行する。
- 4 この規約は、2016年6月22日から改正施行する。